

埼玉県特別支援教育振興協議会

「中間まとめ」発表にあたって(見解)

～ 障害児教育の充実・発展のために、積極的な意見提出を呼びかけます～

2003年9月17日
埼玉県高等学校教職員組合
障害児教育部

埼玉県特別支援教育振興協議会(「特振協」)は9月11日、「中間まとめ」を埼玉県のホームページで公開するとともに、9月12日から10月3日までの間で意見を募集することを発表しました。

そもそも5月からスタートした「特振協」は、前知事のトップダウンで突然発表された「すべての障害児に普通学級籍を」構想によってすすめられました。そのためにこれまでの埼玉の障害児教育の到達点や課題を踏まえなければかりか、障害児教育にかかわる父母・保護者、教職員、関係者のねがい・意見を十分に聞かず、わずか半年弱、4回の委員会で結論を出そうとするなど、極めて拙速で乱暴なすすめ方だといわざるをえません。

今回の意見募集についても、本当の意味で関係者の声を聞こうとするのであれば、極めて限定的であるホームページ上での公開ではなく、広く関係者に文書で配布し、説明会を開くなどをするべきです。同時に、出された意見に対しては、十分な吟味をしたうえで、障害のある子どもたちがその障害と発達、特別な教育的ニーズに応じて学習権が保障されることはもとより、すべての子どもたちの成長・発達をめざす方向でまとめられることを強く要求するものです。

「中間まとめ」は、障害児学校、障害児学級、通常の学校に在籍しながらそれぞれ違う場所で学ぶために、新たに「支援籍」を設けることを打ち出しています。その内容は「学籍」としてのカウントはせず、教職員の増員等の教育条件整備を行わないまますすめるもので、「二重学籍」と呼べる内容ではありません。しかもそのような財政的な保障がないままでの「中間まとめ」で述べられているような行事等の交流では、現状ですすめられている埼玉の交流教育の到達点にもほど遠い、表面的な「交流」にならざるをえません。あらためて「支援籍」の概念を持ち出すまでもなく、子どもたちの豊かな発達のためには、それぞれの「場」の充実と連携を強化することが何よりも重要です。そのためには必要な教職員の配置や、通級指導教室・障害児学級の飛躍的増大、障害児学校の小規模・分散化などの適正配置こそが行われるべきです。

さらに、「ノーマライゼーションの理念に基づく新たな教育システム」が、地域づくりや総合的な条件整備と切り離された個人レベルでの「意識」の問題に矮小化され、「共に学ぶ」ことで「心のバリアフリー」がすすむという極めて皮相な論理であるのならば、学校現場に大変な混乱をもたらすことを指摘せざるをえません。

後期中等教育の充実のために高等部単独校の設置を打ち出しました。「教室不足」解消のために学校建設を盛り込んだ点は評価できますが、「現下の厳しい県の財政状況」のため「既存の県有施設の改修」で対応するというもので本当に子どもたちの学習権が保障されるのでしょうか。スクールバスの配車や重複学級の設置が行われるの

か、そもそも職業教育に重点を置く「高等養護学校」という方向で問題が解決するのか、多くの点で疑問です。こうした点に込めるものでなければ、深刻な学習権侵害をもたらしている「待ったなし」の「教室不足」への解決策としては極めて不十分であるといわざるをえません。

「中間まとめ」は、「教室不足」への認識や就学指導体制の充実、LD、ADHD、高機能自閉症への言及等、積極的な面もありますが、全体として具体性に乏しい内容になっています。人的な配置の必要性や施設・設備の改善などにふれながらも、「中間まとめ」の随所にみられるように、「新たなシステム」を「厳しい財政状況」のために予算をかけずに「教員の意識改革」ですすめようとする姿勢は、関係者に大きな不安を与えるものです。国の動きと結びつきながら、財政難を理由に教育の公的責任を放棄し「教育のスリム化」を押しつけ、「安上がり」の障害児教育を指向するのであれば、到底認めるわけにはいきません。

私たちは、昨年『21世紀埼玉の障害児教育政策提言』を発表し、障害児学校の小規模・分散化、センター的機能の充実等を提起しました。いまこそ、養護学校義務制25年の成果と到達点にたつて、まず何よりも知的障害養護学校を中心とした極めて深刻な教室不足の解決、病弱養護学校の充実をはじめとした病弱教育の発展、医療的ケアを必要とする子どもたちが安心して学校に通えるための条件整備、障害児学級や通級指導教室の充実、さらには通常の学級に在籍する特別な教育的ニーズが必要な子どもたちの学習権保障などなど、緊急の課題を解決しなければなりません。さらに障害児学校も障害児学級も通級指導教室も、そしていじめや不登校、低学力など様々で深刻な問題を抱える通常の学校も、あらゆる「場」の教育条件を全面的に充実・発展させるとともに、それぞれの「場」が連続体として連携を強化していくことが不可欠であると考えます。

「中間まとめ」が、上記の点を踏まえ、十分な予算、丁寧な現状分析と関係者の論議を経てまとめられていくことを強く要求するものです。

私たち埼玉県高等学校教職員組合障害児教育部は、父母・保護者、関係者とさらに力を合わせ、障害児教育・特別ニーズ教育の豊かな発展と、すべての子どもたちへの豊かな教育のためにより一層運動をすすめるとともに、その視点から、多くの関係者が積極的に「中間まとめ」に対して意見を提出することを心から呼びかけます。

内容	特振協が検討した「中間まとめ」について、県民の方からの意見募集
対象	埼玉県に在住・在勤・在学の方
方法	電子メール又は、はがき、ファクシミリのいずれかの方法 電話での募集は行いません。
期間	9月12日(金)から10月3日(金)まで(消印有効)
送付先	(1) 電子メール a6880-01@pref.saitama.jp (2) 330-9301 教育局特別支援教育課特振協事務局 (3) ファクシミリ 048-830-4960
意見の取扱	意見を集約後、その結果を参考に協議会での検討を行います。

以上、「埼玉県ホームページ」より

なお、「中間まとめ」は埼玉県のホームページ(特教課)に掲載されています。
(<http://www.pref.saitama.jp/A20/BNOO/hp/top.htm>)